

審議会の今後の進め方

【議題】

部会の設置と審議会等の運営について

- 住生活審議会では、これまでも、「大阪府賃貸住宅供給促進計画」や「大阪府高齢者居住安定確保計画」について専門的な調査・審議を行うため「居住安定確保計画推進部会」を、また、「大阪府耐震改修促進計画」については「耐震改修促進計画推進部会」を常設し、機動的な運営を行ってきた。今回、「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」についても、継続的に専門的な調査・審議を行うため、新たに「住生活基本計画推進部会」を設置（常設）する。

- ・「住生活基本計画推進部会」での議論内容

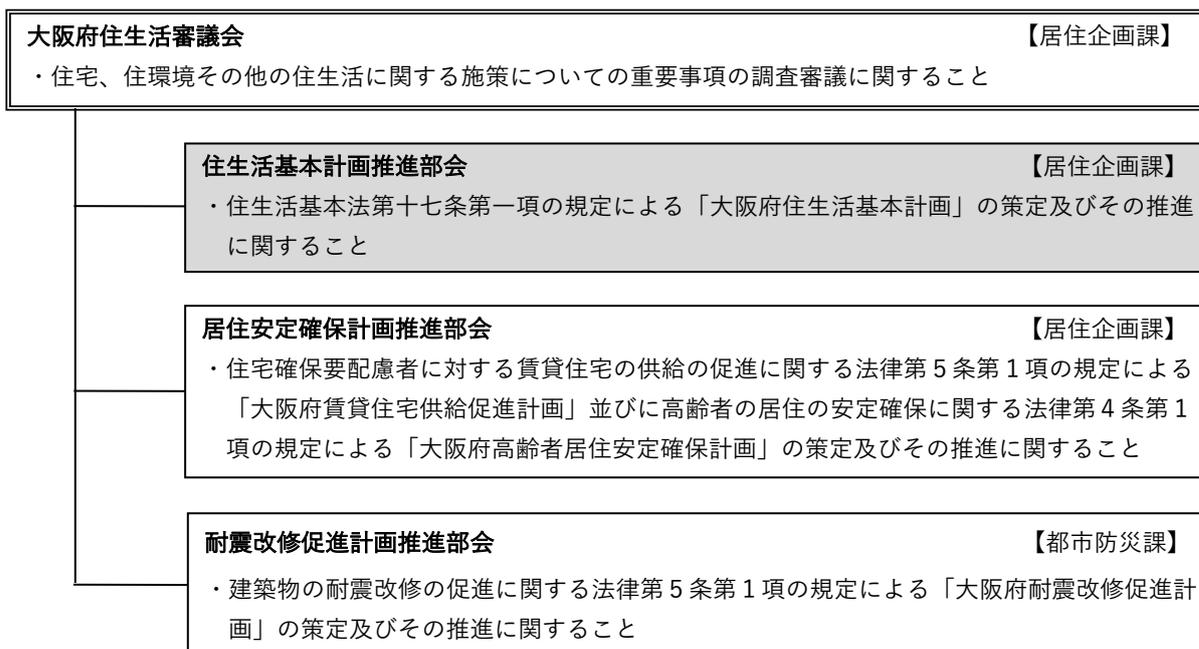
R6年度：長期的な視点での大阪の住まい・暮らしのあるべき姿を議論

R7年度：R6年度の議論を踏まえ、その実現に向けた具体的な施策の方向性について議論

- ・「住生活基本計画推進部会」の部会員

審議会委員のうち、会長が指名する学識経験者

（参考）大阪府住生活審議会、部会と主な審議事項



《凡例》

・ は新設の部会

・ は既設の部会

・【 】 は事務局

本審議会及び住生活基本計画推進部会 スケジュール（概要）

令和6年度	7月	<p>第3回 大阪府住生活審議会（本日開催） 議題等：住まうビジョン・大阪の進捗状況、<u>審議会の今後の進め方</u> 等</p> <p>第1回 住生活基本計画策定推進部会 議題等：2050年の大阪の<u>住まい・暮らしのあるべき姿</u> 等</p>	
	10月	<p>第2回 住生活基本計画策定推進部会 議題等：2050年の大阪の<u>住まい・暮らしを支える仕組み</u> 等</p> <p>第3回 住生活基本計画策定推進部会 議題等：とりまとめ 等</p>	
	1月	<p>第4回 大阪府住生活審議会 議題等：部会とりまとめ報告、住生活基本計画改定に向けた諮問 等</p>	
令和7年度	4月	<p>第4回 住生活基本計画策定推進部会 議題等：施策の方向性 等</p>	
	7月	<p>第5回 住生活基本計画策定推進部会 議題等：施策の方向性 等</p> <p>第5回 大阪府住生活審議会 議題等：中間とりまとめ案 等</p>	

■ 部会運営に関する要領の策定及び改定

① 住生活基本計画推進部会

大阪府住生活審議会住生活基本計画推進部会運営要領（案）

第1 趣 旨

大阪府住生活審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、住生活基本法第17条第1項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に住生活基本計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

- (1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。
 - ① 規則第2条第2項に規定する委員 10人程度
 - ② 規則第3条第2項に規定する専門委員 若干人
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

住生活基本計画推進部会 委員

阿多	信吾	大阪公立大学大学院情報学研究科 教授
伊丹	絵美子	大阪大学大学院工学研究科 准教授
岩前	篤	近畿大学建築学部建築学科 教授
岡	絵理子	関西大学環境都市工学部建築学科 教授
笠松	美香	株式会社リクルート SUUMO副編集長
佐藤	由美	奈良県立大学地域創造学部 教授
澤木	昌典	大阪大学 名誉教授
三浦	研	京都大学大学院工学研究科 教授
森	知晴	立命館大学 総合心理学部総合心理学科 准教授
若本	和仁	大阪大学大学院工学研究科 准教授

【敬称略・五十音順】

② 居住安定確保計画推進部会

大阪府住生活審議会居住安定確保計画推進部会運営要領（案）

第1 趣 旨

大阪府住生活審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項の規定による「大阪府賃貸住宅供給促進計画」並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項の規定による「大阪府高齢者居住安定確保計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に居住安定確保計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

- (1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。
 - ① 規則第2条第2項に規定する委員 2人程度
 - ② 規則第3条第2項に規定する専門委員 2人程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

③ 耐震改修促進計画推進部会

大阪府住生活審議会耐震改修促進計画推進部会運営要領（案）

第1 趣旨

大阪府住生活審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項の規定による「大阪府耐震改修促進計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に耐震改修促進計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組織

- (1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。
 - ① 規則第2条第2項に規定する委員 2人程度
 - ② 規則第3条第2項に規定する専門委員 2人程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

第4 補足

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

■ 審議会等の運営に関する要項の策定

大阪府住生活審議会ウェブ会議システム運営要項（案）

第1 趣旨

この要項は、大阪府住生活審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議システム」という。）によって行う大阪府住生活審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の開催

会長が必要と認めるときは、ウェブ会議システムを利用して会議を開くことができる。

第3 会議への出席

ウェブ会議システムによる出席は、審議会規則第5条第2項の規定による会議の出席とみなす。

- 前項の場合において、映像の送受信ができなくなった場合、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、出席者に含めるものとする。映像のみならず音声の送受信ができなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声の送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

なお、再度音声の送受信ができるようになった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、その時刻から会議に再び出席したものとみなす。

第4 部会

審議会規則第6条の規定により置かれた部会について、ウェブ会議システムを利用して開く場合には、この要項に基づいて運営するものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。